

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	「搬出物品確認申請書・確認書（A）」の物品毎の搬出先・数量の誤記が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	復水脱塩装置硫酸ポンプ（NO. 1）に動作不良（流量が出ない）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
3	2号機	主タービン主蒸気止め弁監視用カメラ装置点検において、カメラのレンズ調整機構に動作不良が認められたため、当該カメラを修理	D	
4	2号機	原子炉格納容器圧力抑制室内点検作業において、異物（17個）を発見・回収。引続き異物混入防止対策を徹底	C	4月17日公表済 (PDF122KB)
5	2号機	主復水器（C）チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（C-1：33本、C-2：20本、計53本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
6	3号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置薬液注入ポンプ入口配管の詰まりによるポンプ入口圧力低トリップが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	4号機	高圧復水ポンプ（B）点検において、温度検出器ケーブル接続コネクタに破損が認められたため、当該コネクタを交換	D	
8	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）点検において、車室水平面に当り不良箇所が認められたため、当該部を修理	D	
9	5号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（主蒸気逃し安全弁・逃し弁機能検査）の記録確認において、検査成績書の許容範囲欄に誤記が認められたため、誤記を訂正及び対応検討	C	
10	5号機	残留熱除去系（A系）ポンプ室換気空調系局所空調機駆動用電動機点検において、軸受ブラケットハウジング部に摩耗及び打痕が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	主タービン電気油圧式制御装置室換気空調系移送排風機出口フレキシブルダクトに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）空気圧縮機（B）制御用アンローダ電磁弁よりエアリーク（微少）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	廃棄物地下貯蔵設備使用済樹脂貯蔵タンクレベル記録計において、指示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
14	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）ターニング装置点検において、ストッパー台基礎ボルト取付け部に折損が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	主タービン（No. 7、8軸）振動記録計の紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ用メカニカルシール予備品を使用後、予備品管理台帳の更新手続き忘れ及び予備品の補充忘れが認められたため、対応検討	C	
17	6号機	高圧炉心スプレイ系駆動用ディーゼル発電機清水膨張タンクレベル計上部元弁の動作不良及びハンドルの一部折損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	廃棄物処理系凝縮水受タンク出口サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで